

令和5年6月吉日

都議会公明党 御中

一般社団法人日本若者協議会

## 若者団体への経済的支援を求める要望書

2023年4月に「こども基本法」が施行され、今後こどもや若者に関する政策を決める際には、こどもや若者の意見を聴くことが、国と地方自治体に義務付けられる。

より実効性の伴った形で、こどもや若者の声を政策に反映させていくためには、政府や地方自治体が“たまに”声を集めるだけでなく、学校内外での民主主義教育、こども・若者自らが日常的に、主体的に声を上げていくことが重要である。

特にこども・若者が権利の主体として、活動できるようにするためには、若者団体の存在、そして経済的基盤が脆弱なこども・若者には、支援が欠かせない。

しかし現状、日本では若者団体への経済的支援が極めて乏しく、持続可能な活動をできている団体は少ない。

諸外国では、若者団体の活動を支えるため、若者団体に限定した経済的支援を行っており、結果的に、より大規模な活動を持続可能にできている。

こうした現状を踏まえ、日本若者協議会では以下、要望する。

### 記

#### 1. 若者団体に限定した経済的支援の創設

現状、若者団体に限定した、政府の経済的支援は存在しない。例えば、2015年に創設された、子どもの貧困対策等を進める「子供の未来応援基金」（こども家庭庁）の支援対象は、子どもの支援団体となっている。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構の「子どもゆめ基金」も、同じく支援団体を対象としており、実績の少ない、当事者で構成されるこども・若者団体が選ばれることは少ない。

これでは、こども・若者は、保護の対象のみであり、権利の主体になることは難しい。

一方、子どもの権利を重視している欧州では、若者団体に限定して、経済的支援を行っている。スウェーデン若者・市民社会庁では、子ども・若者主体の取り組みを促し、若者の影響力を強化するために、子ども・若者団体に限定した助成金を拠出している。助成対象の子ども・若者団体の条件としては、会員の団体への所属が任意であること、会員の6割を6歳から25歳で占めること、最低でも6歳から25歳の会員が1,000人いることなどがある。助成金全体の予算規模が5～6億スウェーデン・クローナ（SEK）（65億円～78億円）で、そのうち子ども・若者団体に絞った額は3億5000万SEK（約45億円）となっている。

この助成金があることによって、1948年に設置されたスウェーデンの全国団体若者協議会（LSU）や、政党のユース党、大学の学生組合、各若者団体などが専属のフルタイムスタッフを雇うことができ、民主的な、安定した運営をすることができている。一つ例を挙げれば、LSUには、20名ほどの専属スタッフがいるが、日本最大規模の若者団体である日本若者協議会には有給の専属スタッフは一人もいない。

同様に、フィンランドは年間約94億円の予算を若者団体の支援に使っており、年齢要件を入れることで、安定的な組織運用と若返りが両立する仕組みになっている。

こうした若者団体に限定した助成金は、国だけでなく、自治体にも存在する。例えばドイツ・ポツダム市にあるブランデンブルク州青少年連合では、専属スタッフが8人存在し、州の青少年団体約30団体を束ねる。そして、州などが年間約190万ユーロ（約2.8億円）もの予算を支出し、そのうち約7000万円は青少年連合が使い、残り約2.1億円は会員団体に渡す。

一方、日本の場合はこうした助成金が存在しないために、多くの団体が長続きせず、組織規模も拡大しないため、十分な社会的インパクトをもたらすことができていない。

そのため、当事者で構成される若者団体に限定した形の助成金を創設することを求める。

若者団体の定義 = 25歳以下のメンバーが6割以上いる団体（ノウハウを継承し、安定した、質の高い組織運営を行うためには、一定数経験豊富なメンバーも必要とするため、構成メンバーの過半数以上を若者が占める団体を若者団体と定義している）、かつ非営利で公益を目的とした団体（法人格の有無を問わない）

## **2. 団体の自立性の確保**

欧州では、若者団体に限定した助成金が多く存在することは上記の通りだが、こども・若者の主体性を尊重するために、お金を出しても口は出していない。

年齢や民主的な運営など、民主主義を発展させるための要件を入れているだけである。

また、助成先も若者同士が決めており、若者団体の傘団体である若者協議会が割り当てている（スウェーデンではLSUが105のこども・若者団体に割り当て）。しかし日本には、公的に若者協議会が存在しないため、当面は代表的な若者団体や個人で構成される「事業審査委員会」を設置し、そこで助成先を選定する形が望ましい。

## **3. 人件費への活用を可能に**

日本の助成金は、人件費に使えないことも珍しくない。用途の明確な経費（会場代や備品など）が主な支払対象となっている。しかしネットの活用が当たり前になった現代においては、オフィスもなく、紙も使わない活動は珍しくない。その時に費用がかかるのは人件費である。そのため、より意味のある助成金にするため、人件費への活用を可能にすべきである。

以上

賛同若者団体：

株式会社笑下村塾、一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN、若者啓発活動推進機構、持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム（JYPS）事務局、日本応急手当普及員協議会、学生団体Polivoice、日本生徒組合連盟、超党派 若者活躍推進学生部員連盟、日本

版気候若者会議、Hive Japan、一般社団法人Masterpiece、医療系学生団体MFF、若者政治同盟、YEC(若者エンパワメント委員会)、#おかやまJKnote、一般社団法人Change Our Next Decade、一般社団法人Spice、民主主義ユースフェスティバル実行委員会、日本若者協議会関東支部、日本若者協議会関西支部、日本若者協議会東海支部、日本若者協議会東北支部、日本若者協議会北海道支部